

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の公布

特別警報の実施や海洋気象台を管区気象台に統合する等の措置を講じる、「気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律」が本日公布されました。

今後気象庁は、特別警報が効果的に活用されるよう、実施に向けた調整や周知広報活動を本格化していきます。

1. 法律の公布及び施行日

「気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律」が本日5月31日に公布されました。主な内容ごとの施行日は以下のとおりとなります。

(1) 気象業務法

- ① 特別警報の実施
政令で別途定めます。(※)
- ② 特別警報の基準についての都道府県知事への意見聴取
公布日
- ③ 津波予報業務の許可基準の変更
政令で別途定めます。(※)

(※)公布日(5月31日)から3ヶ月を超えない日(8月30日)までの間で定めます。

(2) 国土交通省設置法

- ① 海洋気象台の管区気象台等への統合
平成25年10月1日

2. 特別警報導入に向けた取り組み

特別警報が効果的に活用されるよう、気象庁では本庁及び全国の官署で以下のような実施に向けた調整や周知広報活動を本格化していきます。

(1) 自治体への説明

特別警報の基準についての意見聴取に係る説明のみならず、特別警報を防災活動にご活用いただくために、具体的な対応に関する調整や必要な説明を行います。

(2) 国民への周知広報

- ① 気象庁ホームページ上に特別警報に関する情報を集めたポータルサイトを以下のURLに本日掲載します。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

- ② リーフレット(別添)、ポスター、政府広報等を活用して、特別警報の意味や特別警報が出た際に取りべき対応などについて情報を伝えます。
- ③ この他にも様々な手段や機会をとらえて、特別警報の周知について、関係府省、自治体、報道機関等に協力をお願いしていきます。

本件に関する問い合わせ先
気象庁総務部企画課
03-3212-8341(内線 2226)